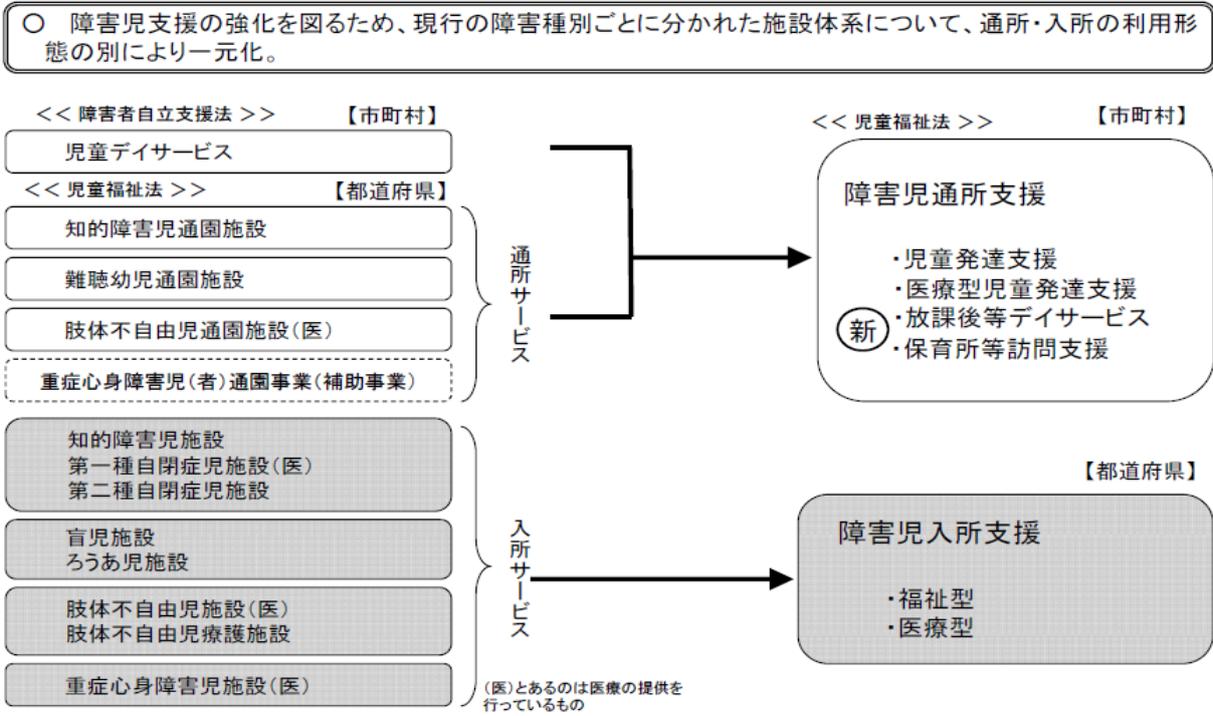


# 資料編

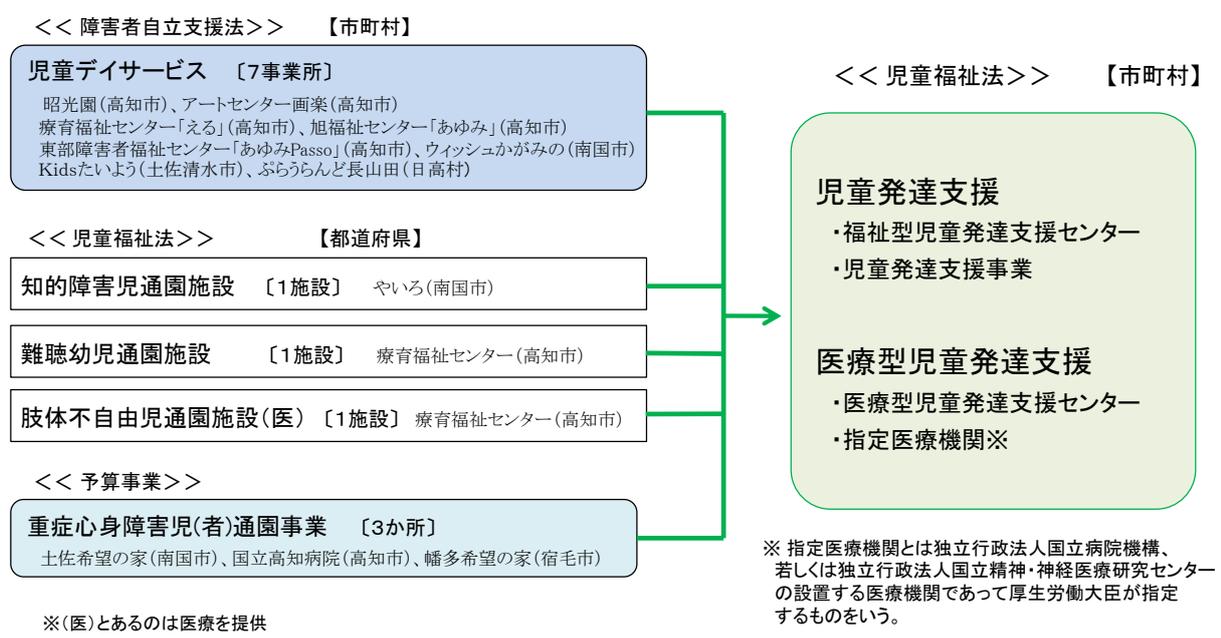
## 1 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料等

### 障害児施設・事業の一元化 イメージ



### 児童発達支援の概要

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。



## 児童発達支援のイメージ(案)

～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

### ○ 改正後のあり方

・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等にも対応。

### ○ 対象児童

- 〔法〕 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)  
 ※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指す、障害の特性に応じた支援の提供も可能

### ○ 定員

定員10人以上 (※主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業の場合は5人以上)

### ○ 提供するサービス

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

- 〔法〕 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

- 〔法〕 児童発達支援及び治療を提供

- 〔法〕 障害の特性に応じて提供

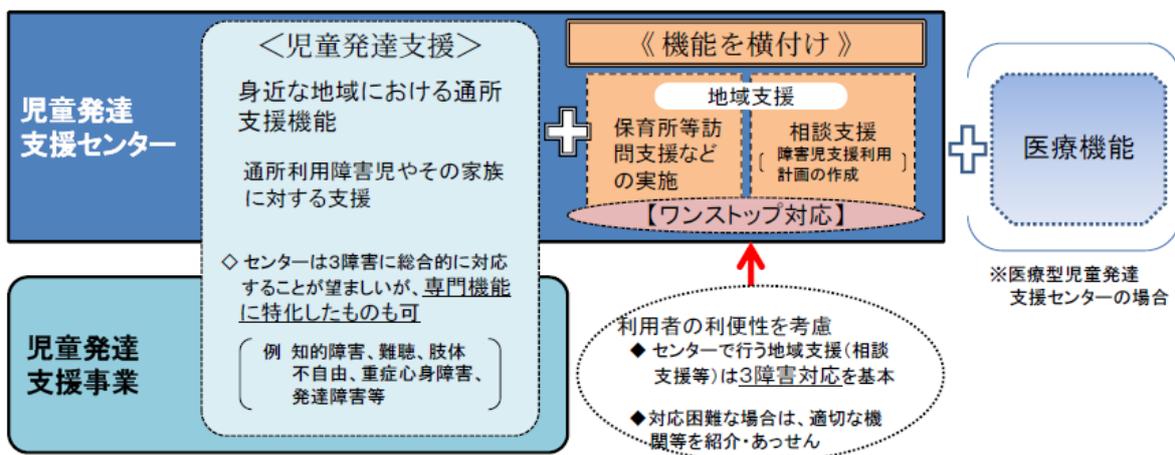
〔法〕とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

## 児童発達支援の整備の考え方(案)

- 〔法〕 児童発達支援は、〔 ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」  
 ②それ以外の「児童発達支援事業」 〕の2類型

### ○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
- ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



## 新 保育所等訪問支援のイメージ(案)

### ○ 事業の概要

・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

### ○ 対象児童

④ 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児  
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断  
発達障害児、その他の気になる児童を対象

＝ 個別給付のため障害受容が必要

⇒ 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



### ○ 訪問先の範囲

④ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

### ○ 提供するサービス

④ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。

- 〔 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)  
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等) 〕

- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

## 新 放課後等デイサービスのイメージ(案)

### ○ 事業の概要

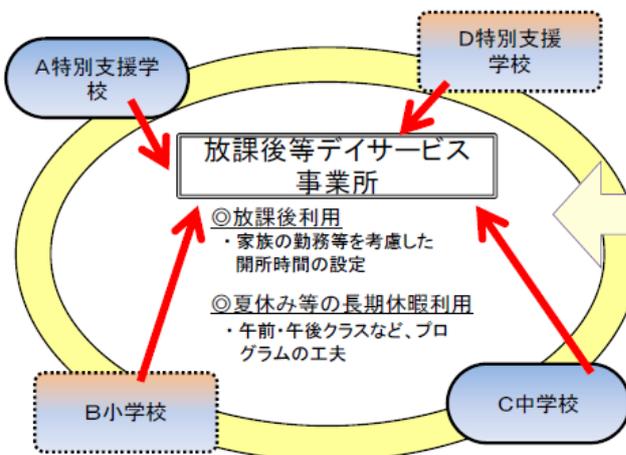
・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

### ○ 対象児童

④ 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
※障害児の定義は児童発達支援と同じ

### ○ 定員

10人以上  
※児童デイからの移行を考慮



### ○ 提供するサービス

④ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。

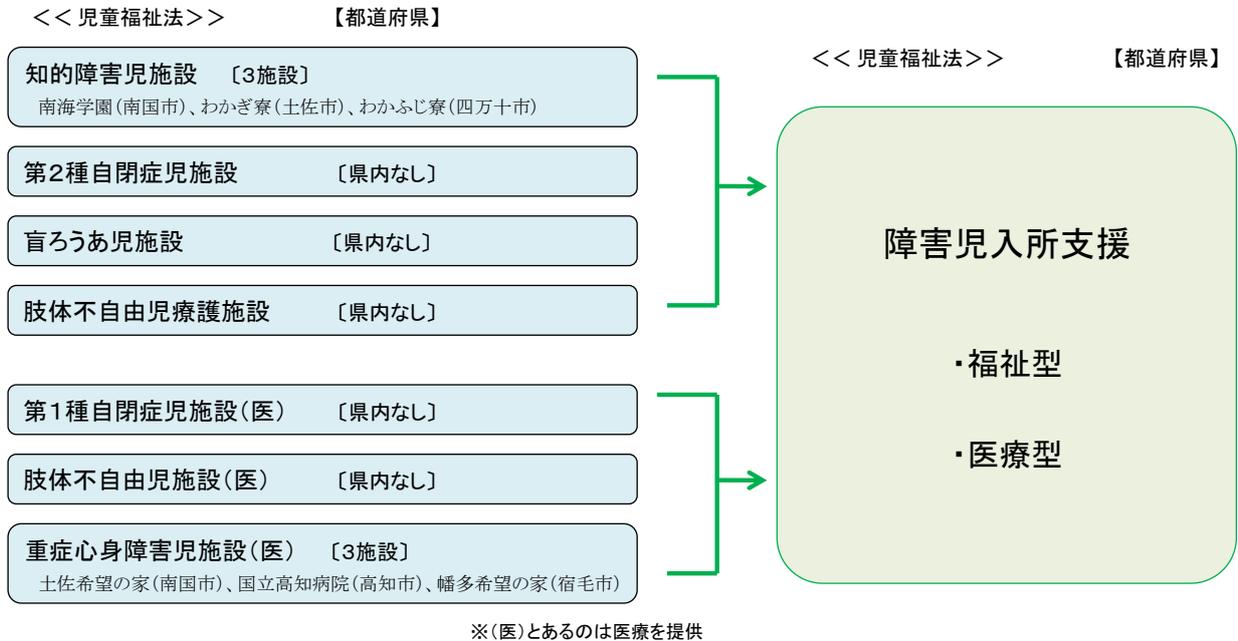
- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練  
②創作的活動、作業活動  
③地域交流の機会の提供  
④余暇の提供

・ 学校との連携・協働による支援(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)

・ 児童デイからの円滑な移行を考慮した実施基準を設定する方向で検討

# 障害児入所支援の概要

- 障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編。
- 現行の障害児入所施設は、医療の提供の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。



## 障害児入所支援のイメージ(案)

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

### ○ 改正後のあり方

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。
  - ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
  - ・ 18歳以上の障害者は障害者施策(障害者サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活への移行)を目指した支援

### ○ 対象児童

- ④ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
- ④ ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児  
※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

### ○ 提供するサービス

#### 【福祉型障害児入所施設】

- ④ 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

#### 【医療型障害児入所施設】

- ④ 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ④ 障害の特性に応じて提供

④とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。